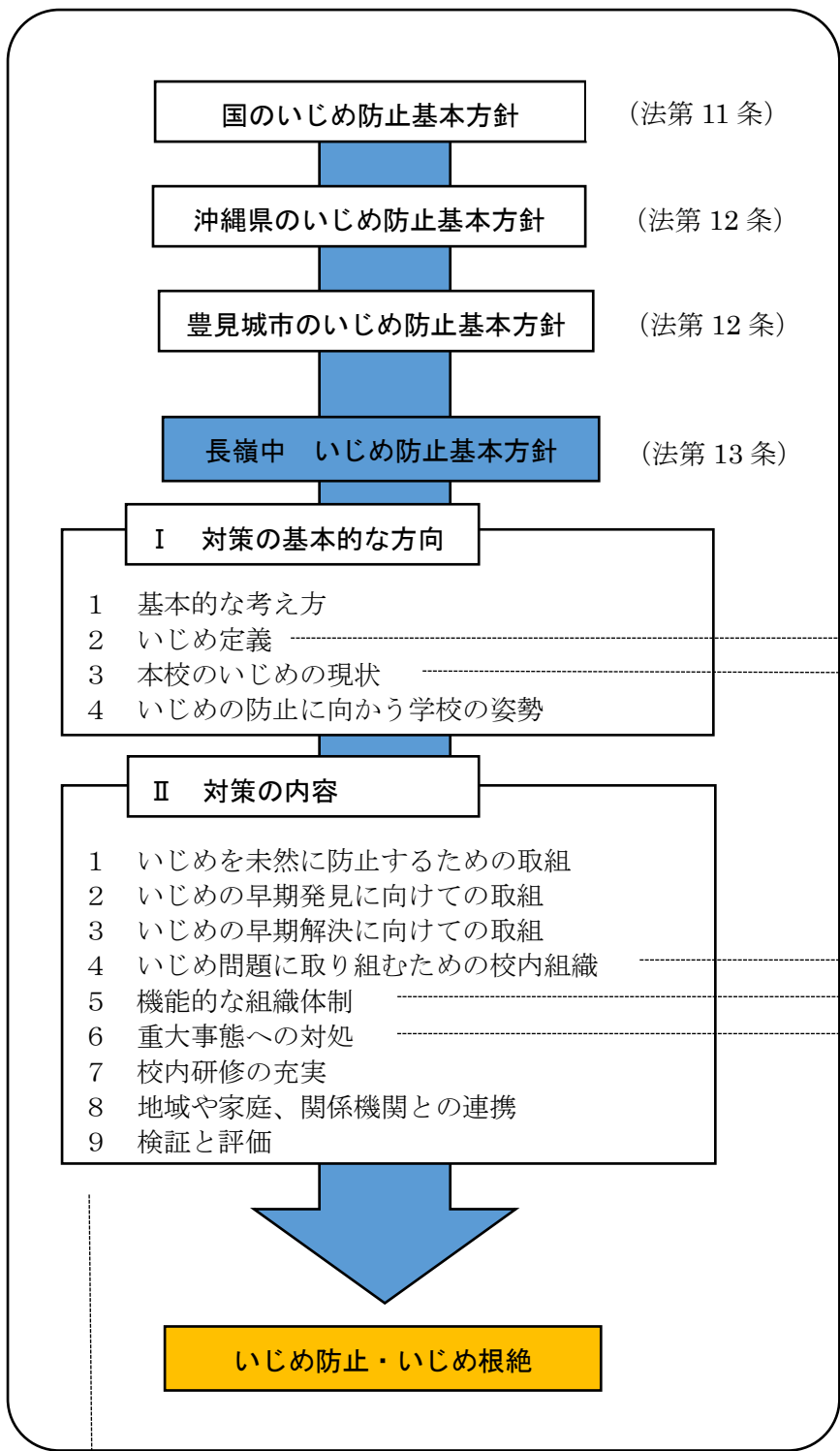


(法：いじめ防止対策推進法)



**いじめの定義** (法第2条)

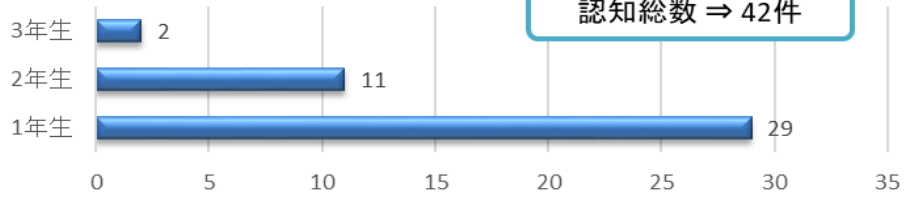
「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**いじめの禁止** (法第4条)

「児童等は、いじめを行ってはならない。」

**本校のいじめの現状**

令和2年度 いじめ認知件数 (実人数)



42件のうち33件が解消と判断された

残りの9件も指導済で解消に向かっている。まだ3カ月を経過していない。

**いじめ解消の定義**

- ・いじめに係る行為が、少なくとも3カ月以上、止んでいること
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

**「生徒指導委員会」**

いじめ防止等の対策のための校内常設組織 (法第22条)

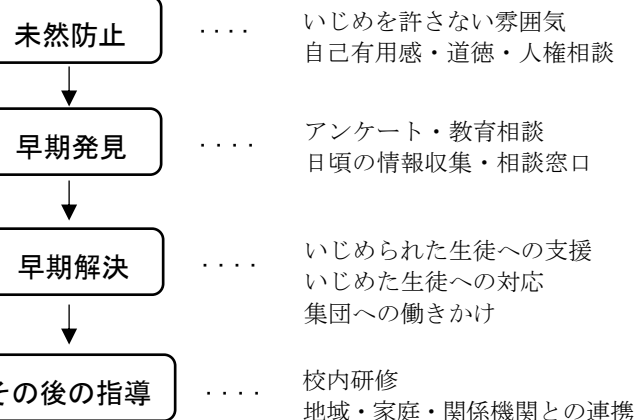
- 1 開催日 毎週木曜4校時及び随時
- 2 基本構成員
  - ① 校長 ② 教頭 ③ 生徒指導主任
  - ④ 各学年生徒指導担当 ⑤ 養護教諭
  - ⑥ スクールソーシャルワーカー
  - ⑦ 特別支援教育支援員

**校内組織との連携**

- 運営委員会 (火の4)
- 教育相談委員会 (木の3)
- 各学年担任会 (毎週1回)
- 各教科会 (毎月1回)



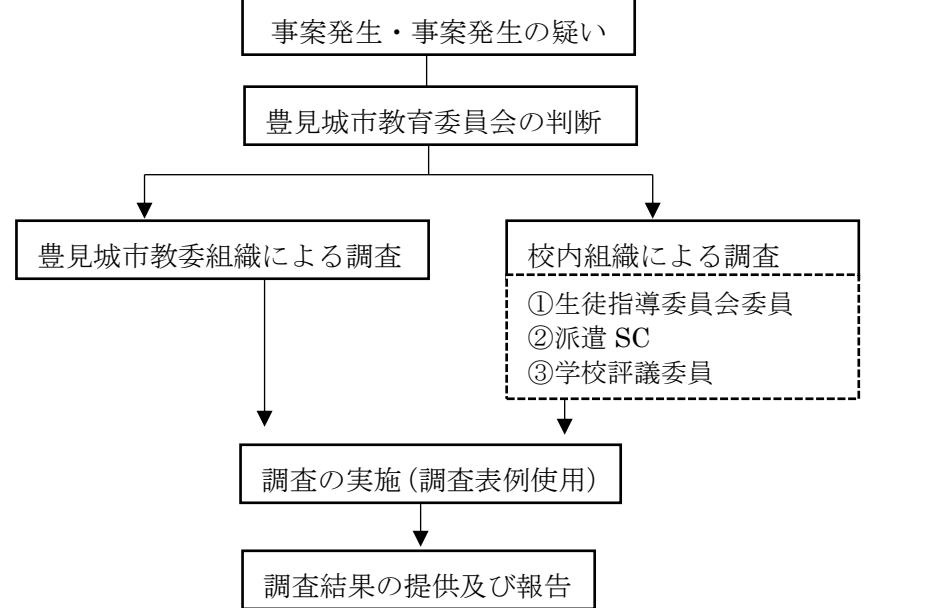
**いじめ防止等のサイクル**



いじめの要因となるストレスを取り除く



**重大事態への対処** (法第28条)



- わかる授業づくり …… 授業についていけない焦りや劣等感などを持たせない授業づくり
- だれにも活躍の場がある集団づくり …… 学級経営、部活動、ボランティア活動など
- 聴きあい、学びあい、支えあう仲間づくり …… 人間関係プログラムの充実と活用
- 自己有用感・自己肯定感の育成 …… 他者の役に立っていると感じることでできる機会を与える

一人ひとりを大切にした教育活動

**主な関係機関・相談窓口**

- 豊見城市立長嶺中学校 (Tel1850-1900)
- 沖縄県警少年課サポートセンター (Tel1862-0111)
- 豊見城警察書 (Tel1850-0110)
- 沖縄県中央児童相談所 (Tel1886-2900)
- こどもじんけん110ばん (Tel10120-007-110)
- 那覇地方方法務局人権擁護課 (Tel1098-854-1215)
- 親子電話相談 (Tel1869-8753)

